

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 32 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和 63 年岩手県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般の派遣職員の給与の特例)</p> <p>第 3 条 一般の派遣職員（条例第 4 条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該職員の給料、扶養手当、<u>調整手当</u>及び住居手当の月額合計額（以下「職員としての給与」という。）に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（報酬が月額以外で定められている場合にあつては、その額を月額に換算した額）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額（派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあつては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下「基準月額」という。）を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <div data-bbox="177 1653 818 1711" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">[略]</div> <p>2～5 [略]</p>	<p>(一般の派遣職員の給与の特例)</p> <p>第 3 条 一般の派遣職員（条例第 4 条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該職員の給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当の月額合計額（以下「職員としての給与」という。）に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（報酬が月額以外で定められている場合にあつては、その額を月額に換算した額）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額（派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあつては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下「基準月額」という。）を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <div data-bbox="873 1653 1514 1711" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">[略]</div> <p>2～5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。